

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	I 1-②-事務の内容	都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合（その都道府県の区域内の全市区町村が加入する広域連合）	都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合（その都道府県の区域内の全市区町村が加入する広域連合）（以下「広域連合」という。）	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	I 1-②-事務の内容	（記載なし）	また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金等に一元的に委託することが可能になった。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	I 1-②-事務の内容	後期高齢者医療広域連合	広域連合	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	I 1-②-事務の内容	（記載なし）	（※1）他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	I 1-②-事務の内容	（記載なし）	（※2）保険料賦課にあたり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	I 1-②-事務の内容	（記載なし）	（※3）給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	I 1-②-事務の内容	（記載なし）	4. 加入者情報作成（「1. 資格管理業務」に付随する業務） ・平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、中間サーバーに登録を行う（※4）。 ・また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。 （※4）資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	I 1-②-事務の内容	（記載なし）	5. 副本作成（「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務） ・中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画（副本情報）から提供に必要な情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	I 1-②-事務の内容	（記載なし）	6. 情報照会（「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務） ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会（※5）は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。 ・また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。 （※5）情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	I 1-②-事務の内容	（記載なし）	7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手（「1. 資格管理業務」に付随する事務） ・市区町村から個人番号が取得できない場合や、個人番号又は基本4情報（※6）を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。 （※6）基本4情報とは、氏名、生年月日、性別、住所のことを指す。	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	I 1-②-事務の内容	※後期高齢者医療制度関係事務における番号制度対応のスケジュール 平成29年7月からの地方公共団体等との情報連携の開始に向けて、システム改修を2段階で実施する予定である。具体的には、まず、①一次対応として、平成28年1月の個人番号の利用開始に合わせ、個人番号と後期高齢者医療制度関係事務で使用する情報を紐付け、個人番号から業務情報を検索できる仕組みを構築し、次いで、②二次対応として、平成29年7月から開始される情報連携に対応する機能を構築することとしている。特定個人情報保護評価についてはシステム改修に併せて2段階で実施する予定である。本評価書は上記の一次対応について評価を実施したものであり、今後二次対応に合わせて評価の再実施を行う予定である。	(削除)	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	I 2-①システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム (以下、標準システム)	後期高齢者医療広域連合電算処理システム (以下「標準システム」という。)	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	I 2-システム1-②システムの機能	(記載なし)	4. 加入者情報管理業務 (1)加入者情報作成 標準システムは市区町村から送信された異動に関する情報等を基に、中間サーバーに登録するための加入者情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (2)加入者情報登録結果取込 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイルを手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。標準システムはファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	I 2-システム1-②システムの機能	(記載なし)	5. 副本管理業務 (1)資格情報作成 標準システムは被保険者証等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (2)葬祭費情報作成 標準システムは葬祭費の支給情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (3)高額介護合算療養費情報作成 標準システムは高額介護合算療養費支給申請書の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	I 2-システム1-②システムの機能	(記載なし)	6. 情報照会業務 (1)情報照会要求 市区町村職員は市区町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、広域連合職員は広域連合の標準システムの情報連携管理ツールを用いて情報照会要求を登録する。 標準システムは情報照会要求を基に、中間サーバーに登録するための情報照会要求情報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (2)情報照会結果取込 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから情報照会結果に関するファイルを手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 標準システムはファイルに含まれる情報照会結果を管理する。 市区町村職員は市区町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会結果を確認する。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	I 2-システム2-①システムの名称	(記載なし)	中間サーバー	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	I 2-システム2-②システムの機能	(記載なし)	中間サーバーは、医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能を有する。中間サーバーは、支払基金及び国保連合会から委託を受けた民健康保険中央会(以下「取りまとめ機関」という。)が運営する。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	I 2-システム2-②システムの機能	(記載なし)	(1)資格履歴管理事務に係る機能 新規被保険者の基本4情報(又はその一部)、資格情報(個人番号を含む。)を中間サーバーに登録する。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得 他の機関へ情報照会・提供を行う際、個人を特定するために必要となる機関別符号を取得する。 (ii)情報照会 情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の情報照会及び照会した情報の受領を行う。 (iii)情報提供 情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 (iv)情報提供等記録生成 情報提供ネットワークシステムを通じて、他の機関へ情報照会・提供を行った記録を生成する。 (3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得 基本4情報(又はその一部)を基に、地方公共団体情報システム機構が本人確認情報(個人番号)を取得する。 (ii)基本4情報取得 個人番号を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	I 2-システム2-③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム	[○]情報提供ネットワークシステム [○]住民基本台帳ネットワークシステム	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	I 4-①事務実施上の必要性	被保険者資格や給付の情報等を個人番号により正確かつ効率的に検索・照会するためには、被保険者資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、市区町村で使用されている宛名番号及び後期高齢者医療広域連合で付番する被保険者番号等を、個人番号と紐付けして管理する必要があることから	被保険者資格や給付情報等の検索・照会、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供を正確かつ効率的に実施するためには、被保険者資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、市区町村で使用されている宛名番号及び広域連合で付番する被保険者番号等を、個人番号と紐付けして管理する必要があることから、	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	I 4-②実現が期待されるメリット	(記載なし)	被保険者が当広域連合に申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行の書類について、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、情報照会によって書類と同等の特定個人情報を得られる場合に限っては、書類の添付を省略することができる。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	I 5-法令上の根拠	(記載なし)	・住民基本台帳法 第30条の9	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	I 6-①実施の有無	実施しない	実施する	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	I 6-②法令上の根拠	(記載なし)	<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80.81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93、97、109 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2</p> <p>・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託) (照会)第1項 第1号 (提供)第1項 第2号 (委託)第2項</p> <p>当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	(別添1) 業務全体図(広域連合)	情報提供ネットワークシステム(情報連携に係る記載なし)	地方公共団体情報システム機構、取りまとめ機関、広域連合内の中間サーバー統合専用端末を追記	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	(別添1) 1-(1)被保険者証等の即時交付申請(備考)	(記載なし)	<p>※被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。 ※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。 ※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。 ※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	(別添1) 1-(2)住民基本台帳情報等の取得(備考)	以下、市区町村システム	(以下「市区町村システム」という。)	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	(別添1) 1-(3)被保険者資格の異動(備考)	(記載なし)	<p>※被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。 ※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。 ※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。 ※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	(別添1) 2-(1)保険料賦課(備考)	(記載なし)	※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	(別添1) 2-(2)保険料収納管理(備考)	(記載なし)	※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	(別添1) 3給付業務(後期高齢者医療担当課)	(記載なし)	窓口端末	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	(別添1) 3給付業務(備考)	(記載なし)	<p>※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。 ※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	(別添1) 4加入者情報作成 5副本作成 6情報照会 7地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手	(記載なし)	全図、全文追加	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 2-④記録される項目一その妥当性	(記載なし)	・その他住民票関係情報・資格管理に関する事務を行うために記録するもの。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	II 3-①入手元	[○]地方公共団体・地方独立行政法人() []その他()	[○]地方公共団体・地方独立行政法人(市区町村) [○]その他(「医療保険者又は広域連合」、「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「共済組合」)	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅱ 3-②入手方法	[]情報提供ネットワークシステム []その他()	[○]情報提供ネットワークシステム [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 3-③入手の時期・頻度	広域連合は市区町村から以下の特定個人情報 を入手する。	1. 広域連合は市区町村から以下の特定個人 情報を入手する。	事後	③その他の項目の変更であり 事前の提出が義務付けられ ない
平成29年2月27日	Ⅱ 3-③入手の時期・頻度	(記載なし)	2. 地方公共団体情報システム機構からの個人 番号の入手 統合専用端末で中間サーバーを介して地方公 共団体情報システム機構に即時照会して入手 する。頻度は随時。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 3-③入手の時期・頻度	(記載なし)	3. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人 情報の入手 医療保険者等以外の情報保有機関へ支払基 金を介して情報照会を依頼する。頻度は随時。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 3-④入手に係る妥当性-1	(記載なし)	○地方公共団体情報システム機構から個人番 号を入手する根拠 ・住民基本台帳法第30条の9 ○情報提供ネットワークシステムから特定個人 情報を入手する根拠 ・番号法第19条7号及び同法別表第二項番80、 81	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 3-④入手に係る妥当性-4	(記載なし)	4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人 情報入手に係る妥当性 ・当広域連合は番号法別表第二項番80、81の 規定に基づき、統合専用端末を利用し、中間 サーバーを介して医療保険者等以外の情報保 有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特 定個人情報を入手する。 ・特定個人情報の入手の時期や頻度は、医療 保険者等以外の情報保有機関に対し、情報照 会依頼を行う都度、随時入手する。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 3-④入手に係る妥当性-5	(記載なし)	5. 地方公共団体情報システム機構から個人番 号の入手に係る妥当性 ・当広域連合が構成市区町村の窓口業務担当 部署から入手ができない個人番号は、住民基 本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払 基金を介して、地方公共団体情報システム機 構から入手する。 ・統合専用端末で中間サーバー等を介して即時 照会し、随時入手する。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 3-⑤本人への明示	・高齢者の医療の確保に関する法律法第138条 に情報提供に関する規定があり、番号法第14 条に個人番号の提供に関する規定がある。	1. 高齢者の医療の確保に関する法律法第138 条に情報提供に関する規定があり、番号法第 14条に個人番号の提供に関する規定がある。 2. 被保険者等に対する個人番号を取得するに あたっては、あらかじめ以下の内容を示して いる。 ・資格履歴管理事務において、国保連合会から 委託を受けた国保中央会に個人番号を提供 し、国保中央会が個人番号を管理すること。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照 会・提供事務において、支払基金が機関別符 号を入手、管理すること、及び支払基金が情報 提供等記録を生成、管理すること。 ・本人確認事務において、支払基金に個人番号 を提供すること。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 3-⑥使用目的3-⑥使用目 的	(記載なし)	・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番 号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検 索・参照を行うことに使用する。 ・また、資格認定や給付決定等の審査事務に 他の情報保有機関の情報が必要とき、中間 サーバーを通じて情報提供ネットワークシ ステムで情報照会を行い、取得した情報を被保 険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛 名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申 請情報と照合・確認することに使用する。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 3-⑧使用方法	(記載なし)	4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人 情報入手 ・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番 号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検 索・参照を行うことに使用する。 ・また、資格認定や給付決定等の審査事務に 他の情報保有機関の情報が必要とき、中間 サーバーを通じて情報提供ネットワークシ ステムで情報照会を行い、取得した情報を被保 険者枝番と紐付けた 標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者 番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認 することに使用する。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 3-⑧使用方法-情報の突 合	(記載なし)	・資格認定や給付決定の審査事務に必要な情 報を、中間サーバーを通じて情報提供ネッ トワークシステムで他の情報保有機関に情報照 会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐 付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被 保険者番号)で当該被保険者者の申請情報と 突合する。	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅱ 4-委託の有無	(1)件	(4)件	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 4-委託事項1-④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	広域連合事務局内において作業を行わせているため、提供はしていない。	委託業者が広域連合事務局内に常駐しており、事務局内の端末を使用し、業務を行う。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅱ 4-委託事項1-⑤委託先名の確認方法	熊本県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づく公開請求	当広域連合のWebサイトにて公開する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅱ 4-委託事項1-⑥委託先名	-	富士通株式会社 熊本支店	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅱ 4-委託事項1-再委託-⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に係る業務の履行能力及びその他当広域連合のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他当広域連合のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅱ 4-委託事項2	(記載なし)	中間サーバーにおける資格履歴管理事務	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 4-委託事項2-①委託内容	(記載なし)	個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 4-委託事項2-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(記載なし)	[特定個人情報ファイルの全体]	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 4-委託事項2-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 4-委託事項2-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-対象となる本人の範囲	(記載なし)	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者注)なお、世帯構成員に関しては、被保険者資格の履歴管理は行わない。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 4-委託事項2-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性	(記載なし)	当広域連合における資格履歴を管理するため。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 4-委託事項2-③委託先における取扱者数	(記載なし)	10人以上50人未満	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 4-委託事項2-④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(記載なし)	[O]専用線	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 4-委託事項2-⑤委託先名の確認方法	(記載なし)	当広域連合のWebサイトにて公開する。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 4-委託事項2-⑥委託先名	(記載なし)	熊本県国民健康保険団体連合会(熊本県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 4-委託事項2-⑦再委託の有無	(記載なし)	再委託する	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	II 4-委託事項2-⑧再委託の許諾方法	(記載なし)	委託先の熊本県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。の)の提出を受け、熊本県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項2-⑨再委託事項	(記載なし)	中間サーバーにおける資格履歴管理事務の全て	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項3	(記載なし)	中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項3-①委託内容	(記載なし)	情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供を行うために必要となる機関別符号の取得及び管理	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項3-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの全体	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項3-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項3-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-対象となる本人の範囲	(記載なし)	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者 注)なお、世帯構成員に関しては、情報提供は行わない。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項3-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性	(記載なし)	当広域連合と情報提供ネットワークシステムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。また、当広域連合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項3-③委託先における取扱者数	(記載なし)	10人以上50人未満	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項3-④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(記載なし)	[○]専用線	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項3-⑤委託先名の確認方法	(記載なし)	当広域連合のWebサイトにて公開する	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項3-⑥委託先名	(記載なし)	社会保険診療報酬支払基金	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項3-⑦再委託の有無	(記載なし)	再委託する	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項3-⑧再委託の許諾方法	(記載なし)	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。の)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項3-⑨再委託事項	(記載なし)	中間サーバーの運用・保守業務	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項4	(記載なし)	中間サーバーにおける本人確認事務	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	II 4-委託事項4-①委託内容	(記載なし)	地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳ネットワークシステムを使用した個人番号取得及び本人確認情報の取得	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項4-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの全体	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項4-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項4-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-対象となる本人の範囲	(記載なし)	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。) 又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項4-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性	(記載なし)	当広域連合と地方公共団体情報システム機構との対応窓口を、支払基金に一本化するため。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項4-③委託先における取扱者数	(記載なし)	10人以上50人未満	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項4-④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(記載なし)	[O]専用線	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項4-⑤委託先名の確認方法	(記載なし)	当広域連合のWebサイトにて公開する。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項4-⑥委託先名	(記載なし)	社会保険診療報酬支払基金	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項4-⑦再委託の有無	(記載なし)	再委託する	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項4-⑧再委託の許諾方法	(記載なし)	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 4-委託事項4-⑨再委託事項	(記載なし)	中間サーバーの運用・保守業務	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 5-提供・移転の有無	(記載なし)	[O]提供を行っている(16)件	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 5-提供先1	(記載なし)	番号法第19条第7号 別表第二に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 5-提供先1-①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第7号 別表第二に定める各事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 5-提供先1-②提供先における用途	(記載なし)	番号法第19条第7号 別表第二に定める各事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 5-提供先1-③提供する情報	(記載なし)	番号法第19条第7号 別表第二に定める各特定個人情報(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 5-提供先1-④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 5-提供先1-⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。) 又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	II 5-提供先1-⑥提供方法	(記載なし)	[O]情報提供ネットワークシステム	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅱ 5-提供先1-⑦時期・頻度	(記載なし)	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 5-移転先1-①	「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)	「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅱ 5-移転先1-⑦	療養費支給決定通知情報	療養費支給決定情報	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅱ 6-①保管場所	後期高齢者医療関連情報ファイルは磁気ディスクで原本管理しており、以下に示すサーバー内にデータ保管している。広域連合の標準システムのサーバーはデータセンターに設置しており、夜間・休日のセンターへの入館及びサーバー室への入退は厳重に管理されており、サーバーの操作を許可された者だけが入室できる場所にサーバーを設置している。データセンターのサーバー室への入退は、手の甲の静脈を読み取るバイオ(生体)認証を実施している。 ・また、サーバーの操作は、サーバー管理専用の端末でしか実施できない。サーバー管理端末の設置場所への入退は、カードキー認証を実施している。サーバー管理端末は、カードキー及びユーザIDとパスワードによって管理している。	<標準システムにおける措置> 後期高齢者医療関連情報ファイルは磁気ディスクで原本管理しており、以下に示すサーバー内にデータ保管している。 広域連合の標準システムのサーバーはデータセンターに設置しており、センターへの夜間・休日の入館及びサーバー室への入退は厳重に管理されており、サーバーの操作を許可された者だけが入室できる場所にサーバーを設置している。データセンターのサーバー室への入退は、手の甲の静脈を読み取るバイオ(生体)認証を実施している。 ・また、サーバーの操作は、サーバー管理専用の端末でしか実施できない。サーバー管理端末の設置場所への入退は、カードキー認証を実施している。サーバー管理端末は、カードキー及びユーザIDとパスワードによって管理している。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅱ 6-①保管場所	・サーバー室への入退とサーバー管理端末の操作に関する権限付与は、当後期高齢者医療広域連合の情報セキュリティ対策基準に則して、統括情報セキュリティ責任者(事務局次長)及び情報システム管理者(所管担当課長)が職員等に対して実施する。	・サーバー室への入退とサーバー管理端末の操作に関する権限付与は、当広域連合の情報セキュリティ対策基準に則して、統括情報セキュリティ責任者(事務局次長)及び情報システム管理者(所管担当課長)が職員等に対して実施する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅱ 6-①保管場所	(記載なし)	<中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーは、取りまとめ機関のデータセンターに設置しており、許可された者のみが入室できる管理対象区域に設置する。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 6-②保管期間-期間	[定められていない]	[20年以上]	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅱ 6-②保管期間-その妥当性	<標準システムにおける保管期間> 高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、恒久的に保管する期間保管する必要がある。	<標準システムにおける保管期間> 高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間保管することとしている。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅱ 6-②保管期間-期間	(記載なし)	<中間サーバーにおける保管期間> ・中間サーバー内の委託区画ファイル及び副本区画ファイルに保存される情報については、被保険者が当広域連合で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで保管する。 ・情報提供等記録項目については、7年間保管する。 ・本人確認項目については、個人番号を利用するために一時的に格納されるものであるためその保管期間は1年を超えることはない。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅱ 6-③消去方法	消去しない	<標準システムにおける措置> 事務に必要な期間が経過した時点で消去する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅱ 6-③消去方法	消去しない	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・保管期間経過後は、中間サーバーから適切に廃棄等を行う。 ・使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合には、シュレッター等で粉砕する。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	(別添2) -個人番号管理情報	(記載なし)	・被保険者番号	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	(別添2) -宛名番号	(記載なし)	<情報連携関連項目> 加入者情報管理(判定対象情報)	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	(別添2) -被保険者枝番	(記載なし)	被保険者枝番	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	(別添2) -被保険者枝番	(記載なし)	<情報連携関連情報> 加入者情報管理(個人情報) 情報照会状況管理 副本管理(判定対象情報) 副本管理(資格情報) 副本管理(高額介護合算療養費情報) 副本管理(葬祭費)	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	(別添2) 一被保険者番号	(記載なし)	<情報提供等記録項目> 処理番号 処理番号の枝番 事務名称 事務手続名称 情報照会者部署名称 情報提供者部署名称 提供の求めの日時 提供の日時 特定個人情報名称 不開示コード 過誤事由コード 被保険者枝番	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	(別添2) 一被保険者番号	(記載なし)	<本人確認項目> その他条件 履歴情報 その他条件 消除者 その他条件 異動事由 主たる照会条件 事務区分(住基法) 事務区分(番号法) 住所 住所(大字以降) 住民区分 個人番号 利用事由 変更状況 市町村コード 市町村名 性別 情報表示 氏名 氏名かな 照会対象期間終了 年月日 照会対象期間開始 年月日 照会対象期間(照会基準日) 生存状況 生年月日 異動事由 異動年月日 異動有無 要求レコード番号	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	(別添2) 一被保険者番号	(記載なし)	※中間サーバーに保存される「委託区画ファイル」、「副本区画ファイル」は、基幹システムで扱う特定個人情報ファイル(後期高齢者医療関連情報ファイル)の副本であることから、一体のものとして評価を行っている。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 2-リスク1-対象者以外の 情報の入手を防止するための 措置の内容	入手元は、市区町村の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市区町村で本人確認を行った上で、市区町村の基幹システムから取り込んでいるものである。 また、市区町村からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェック(※1)を行っており、確認リスト(※2)が出力されたら、広域連合及び市区町村の事務取扱担当者(※3)がそれぞれ確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて、入手情報の修正、再作成を行う。	【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 入手元は、市区町村の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市区町村で本人確認を行った上で、市区町村の基幹システムから取り込んでいるものである。 また、市区町村からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェック(※1)を行っており、確認リスト(※2)が出力されたら、広域連合及び市区町村の事務取扱担当者(※3)がそれぞれ確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて、入手情報の修正、再作成を行う。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅲ 2-リスク1-対象者以外の 情報の入手を防止するための 措置の内容	(記載なし)	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・あいまい検索により複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果については、速やかに削除する。 ・当広域連合の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。 <中間サーバーにおける措置> ・当広域連合以外の照会要求が参照できないよう、中間サーバーが照会要求や結果送信を制御している。	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅲ 2ーリスク1ー必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>入手元は、市区町村の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市区町村で本人確認を行った上で、市区町村の基幹システムから取り込んでいるものである。</p> <p>なお、市区町村の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目として表示されるので、必要以上の情報が市区町村から入力されることのリスクを軽減している。</p> <p>また、市区町村からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、広域連合及び市区町村の事務取扱担当者がそれぞれ確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手情報の修正、再作成を行う。</p>	<p>【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】</p> <p>入手元は、市区町村の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市区町村で本人確認を行った上で、市区町村の基幹システムから取り込んでいるものである。</p> <p>なお、市区町村の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目として表示されるので、必要以上の情報が市区町村から入力されることのリスクを軽減している。</p> <p>また、市区町村からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、広域連合及び市区町村の事務取扱担当者がそれぞれ確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手情報の修正、再作成を行う。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 2ーリスク1ー必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(記載なし)	<p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>・統合専用端末における支払基金との通信は、厚生労働省が定めたインターフェース仕様に沿って行われることにより、必要以外の機構保存本人確認情報の入手を防止している。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 2ーリスク2ーリスクに対する措置の内容	<p>入手元は、市区町村の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市区町村が適切な方法で入手している。</p>	<p>【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】</p> <p>入手元は、市区町村の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市区町村が適切な方法で入手している。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 2ーリスク2ーリスクに対する措置の内容	(記載なし)	<p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>・個人番号の入手は統合専用端末を経由した方法でのみ行われるため、不適切な方法で入手が行われることはない。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 2ーリスク4ーリスクに対する措置の内容	<p>・広域連合の標準システムは市区町村の窓口端末とのみ接続され、接続には専用線を用いる。</p> <p>・広域連合の標準システムと市区町村の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</p> <p>・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市区町村の窓口端末との専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</p> <p>・ウイルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に実施する。</p> <p>・当広域連合における個人情報保護条例第6条に、情報の漏えい・紛失等の規制を設けている。</p>	<p>【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】</p> <p>・広域連合の標準システムは市区町村の窓口端末とのみ接続され、接続には専用線を用いる。</p> <p>・広域連合の標準システムと市区町村の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</p> <p>・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市区町村の窓口端末との専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</p> <p>・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に実施する。</p> <p>・広域連合の標準システム端末には、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。</p> <p>・当広域連合における個人情報保護条例第6条に、情報の漏えい・紛失等の規制を設けている。</p>	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅲ 2ーリスク4ーリスクに対する措置の内容	(記載なし)	<p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>・中間サーバーと当広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、IPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p>	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅲ 3-リスク2-ユーザー認証の管理-具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザー認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザー認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 3-リスク2-ユーザー認証の管理-具体的な管理方法	(記載なし)	<p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーを利用する職員等を限定し、取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取扱権限(アクセス権限)の有無を決定して、ユーザーIDを管理簿に記載、管理する。 ・共用のユーザーIDの使用を禁止する。 ・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。 ・退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザーIDは利用できないよう登録を抹消する。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合専用端末を利用したシステム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、統合専用端末の操作者を認証するよう中間サーバーで制御している。 	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 3-リスク2-アクセス権限の発効・失効の管理-具体的な管理方法	<p>当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に基づき、以下の管理を行う。</p> <p>(1)ID/パスワードの発行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムへのアクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・広域連合の標準システムへのアクセス権限が必要となった場合、事務取扱担当者が担当事務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかの種別を確認し、事務に必要なアクセス権限(※1)のみを申請する。 ・情報システム管理者(※2)は、申請に基づき対応表を確認の上、承認(アクセス権限の付与)を行う。 <p>(2)失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、情報システム管理者は、権限を有していた事務取扱担当者の異動/退職情報を確認し、当該事由が生じた際には迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 	<p><標準システムにおける措置></p> <p>当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に基づき、以下の管理を行う。</p> <p>(1)ID/パスワードの発効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムへのアクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・広域連合の標準システムへのアクセス権限が必要となった場合、事務取扱担当者が担当事務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかの種別を確認し、事務に必要なアクセス権限(※1)のみを申請する。 ・情報システム管理者(※2)は、申請に基づき対応表を確認の上、承認(アクセス権限の付与)を行う。 <p>(2)失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、情報システム管理者は、権限を有していた事務取扱担当者の異動/退職情報を確認し、当該事由が生じた際には迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅲ 3-リスク2-アクセス権限の発効・失効の管理-具体的な管理方法	(記載なし)	<p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <p>アクセス権限は、情報システム管理者(※3)が各職員等の担当事務分野とアクセス権限を決定し、標準システムにおけるユーザー認証の管理やアクセス権限の発効・失効と同様に管理する。</p> <p>(1)発効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用や異動などで中間サーバーを利用する事務を担当する職員等には、担当となる日から有効なアクセス権限を、管理者の指示により登録し、管理簿に記載する。 <p>(2)失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異動や退職などで担当から外れる職員等には、異動日や退職日をもって現在のアクセス権限が失効するよう、情報システム管理者の指示により登録を変更し、管理簿に記載する。 	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅲ 3-リスク2-アクセス権限の発効・失効の管理-具体的な管理方法	(記載なし)	<p><中間サーバーにおける措置> 当広域連合の情報システム管理者が統合専用端末において以下の管理を行う。 ・IDは、ID付と権限をもった情報システム管理者用IDと一般的なユーザIDがある。 ・支払基金が各医療保険者等の情報システム管理者用IDに対して一般的なIDの付与権限を与えることにより、各医療保険者等において情報システム管理者が職員に対して一般的なユーザIDを付与することが可能となる。 ・指定日から職員IDを有効にしたり、指定日から職員IDを無効とするよう中間サーバー側で制御している。 ・パスワードを定期的に更新するよう中間サーバー側で制御している。 ・パスワードの最長有効期限を定めている。 ※3:「医療保険者向け中間サーバーとの接続運用に係る運用管理規程(医療保険者向け)」には、「情報システム責任者」とされているが、当広域連合の情報セキュリティ対策基準では「情報システム管理者」が行うこととしている。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 3-リスク2-アクセス権限の管理-具体的な管理方法	<p>・当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に基づき、情報システム管理者は、以下のようなアクセス権限の管理を実施する。 ・情報システム管理者権限については、毎月1回に証跡(ログ)と使用記録の目視確認を行う。 ・一般ユーザ権限については、定期的および必要に応じてユーザー一覧を広域連合の標準システムより画面出力し、ユーザ管理台帳と目視による突合を行ってアクセス権限の確認及び不正利用の確認を行う。 ・広域連合の標準システムにログイン・ログアウトを実施した職員等(ログインID含む)、時刻、操作内容(照会内容)の記録を定期的および必要に応じて確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 ・広域連合の標準システムでは、共用IDは使用しないこととしている。</p>	<p><標準システムにおける措置> 当広域連合の情報セキュリティ対策基準等に基づき、情報システム管理者は、以下のようなアクセス権限の管理を実施する。 ・情報システム管理者権限については、毎月1回に証跡(ログ)と使用記録の目視確認を行う。 ・一般ユーザ権限については、定期的及び必要に応じてユーザー一覧を広域連合の標準システムより画面出力し、ユーザ管理台帳と目視による突合を行ってアクセス権限の確認及び不正利用の確認を行う。 ・広域連合の標準システムにログイン・ログアウトを実施した職員等(ログインID含む)、時刻、操作内容(照会内容)の記録を定期的および必要に応じて確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 ・広域連合の標準システムでは、共用IDは使用しないこととしている。</p>	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅲ 3-リスク2-アクセス権限の管理-具体的な管理方法	(記載なし)	<p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・ユーザID、アクセス権限の登録や変更は、情報システム管理者以外では行えないものとする。 ・情報システム管理者は、ユーザIDやアクセス権限の登録や変更を行う都度、管理者の確認を得て管理簿に記載し保管する。 ・情報システム管理者は随時、不要なユーザIDの残存や不必要なアクセス権限の付与など管理簿の点検・見直しを行う。 ・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ・該当する当広域連合の職員等に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 3-リスク2-特定個人情報の使用の記録-具体的な方法	<p><標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容・アクセス失敗の履歴を記録している。 ・情報システム管理者は定期的および必要に応じて、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録については、恒久的に保存することとしている。</p>	<p><標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容・アクセス失敗の履歴を記録している。 ・情報システム管理者は定期的及び必要に応じて、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。</p>	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅲ 3-リスク2-特定個人情報の使用の記録-具体的な方法	(記載なし)	<p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・中間サーバーの使用について、情報システム管理者は、定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログを確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ・特定個人情報ファイルを扱う統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録している。</p>	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅲ 3-リスク3-リスクに対する措置の内容	<標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能を設けている。	<標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能を設けている。 ・また、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号を電子記録媒体等へ書込むこと等もできない。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅲ 3-リスク3-リスクに対する措置の内容	・情報システム管理者は定期的および必要に応じて、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	・情報システム管理者は定期的及び必要に応じて、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅲ 3-リスク3-リスクに対する措置の内容	(記載なし)	<中間サーバーにおける措置> ・統合専用端末を利用した情報照会依頼時等において、当広域連合の職員に許可された事務/事務手続のみ取り扱うことができるよう中間サーバーで制御している。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 3-リスク4-リスクに対する措置の内容	・GUIによるデータ抽出機能(※1)は広域連合の標準システムに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出および複製されることはない。	<標準システムにおける措置> ・GUIによるデータ抽出機能(※1)は広域連合の標準システムに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出及び複製されることはない。 ・また、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号を電子記録媒体等へ書込むこと等もできない。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅲ 3-リスク4-リスクに対する措置の内容	(記載なし)	・ファイルのバックアップ及び統合専用端末との情報授受については、操作権限によるアクセス制御以外に、操作を行う広域連合の標準システム端末を限定して運用することとする。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 3-リスク4-リスクに対する措置の内容	・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的および必要に応じて記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的及び必要に応じて記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅲ 3-リスク4-リスクに対する措置の内容	(記載なし)	・バックアップファイルは暗号化し、保管室に施錠保管する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅲ 3-リスク4-リスクに対する措置の内容	(記載なし)	・電子記録媒体は媒体管理簿に記載し、施錠保管する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅲ 3-リスク4-リスクに対する措置の内容	(記載なし)	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> 委託区画ファイル、副本区画ファイル及び本人確認ファイルについては、以下の措置を講じる。 ・中間サーバーを利用して複製等のファイル操作が可能な職員等を最小限に限定する。 ・電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報システム管理者の承認を得る。 ・被保険者の登録情報を確認する以外にファイルを複製しないよう、職員等に対し周知徹底する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 3-リスク4-リスクに対する措置の内容	(記載なし)	<中間サーバーにおける措置> ・情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末を利用して当広域連合の職員が情報提供等記録をファイル出力(ダウンロード)(※2)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 ・委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末を利用して当広域連合の職員がファイル出力(ダウンロード)(※2)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 ※2: 統合専用端末にファイル出力(ダウンロード)する機能は、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報を標準システムに取り込むために必要となる。	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅲ 4ー特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限ー具体的な制限方法	・委託契約仕様書に「当広域連合セキュリティポリシーに従い作業を行うこと」と定め、受託条件明細において「委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所」を明記している。 また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。 さらに、定期会議にて委託業務の報告を受けるとともに、事故発生時には委託業者は直ちに通知を行うよう、委託契約書に明記している。	<当広域連合で行う委託業務における措置> ・委託契約仕様書に「当広域連合セキュリティポリシーに従い作業を行うこと」と定め、受託条件明細において「委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所」を明記している。 また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。 さらに、定期会議にて委託業務の報告を受けるとともに、事故発生時には委託業者は直ちに通知を行うよう、委託契約書に明記している。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅲ 4ー特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限ー具体的な制限方法	(記載なし)	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置> ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードの最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 4ー特定個人情報ファイルの取扱いの記録ー具体的な方法	・委託先の従業員等が広域連合の標準システムへログインした際に、ログインを実施した従業員等(ログインID含む)・時刻・操作内容が広域連合の標準システムに記録されるので、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。 ・記録の保存期間については、恒久的に保存する。	<当広域連合で行う委託業務における措置> ・委託先の従業員等が広域連合の標準システムへログインした際に、ログインを実施した従業員等・時刻・操作内容が広域連合の標準システムに記録されるので、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。 ・記録の保存期間については、当広域連合の文書に関する訓令第23条に従い、一定期間保存する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅲ 4ー特定個人情報ファイルの取扱いの記録ー具体的な方法	(記載なし)	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置> ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 4ー特定個人情報の提供ルールー委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・当広域連合の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。 また、当広域連合における個人情報保護条例第7条に、委託先においても個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けしている。 さらに、当広域連合の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、操作ログを確認し、詳細な調査・確認が必要と判断したときは調査を行い、又は報告を求める。	<当広域連合で行う委託業務における措置> ・当広域連合の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。 また、当広域連合における個人情報保護条例第7条に、委託先においても個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けしている。 さらに、当広域連合の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、操作ログを確認し、詳細な調査・確認が必要と判断したときは調査を行い、又は報告を求める。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅲ 4ー特定個人情報の提供ルールー委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(記載なし)	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置> ・契約書において当広域連合が保有する個人情報等を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 4ー特定個人情報の提供ルールー委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・定期会議にて委託業務の報告を受けるとともに、事故発生時には委託業者は直ちに通知を行うよう、委託契約書に明記している。 ・委託元と委託先間の特定個人情報のやり取りに関しては、広域連合の標準システム上で操作内容を記録している。 ・記録の保存期間については、恒久的に保存する。 さらに当広域連合の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、操作ログを確認し、詳細な調査・確認が必要と判断したときは調査を行い、又は報告を求める。	<当広域連合で行う委託業務における措置> ・定期会議にて委託業務の報告を受けるとともに、事故発生時には委託業者は直ちに通知を行うよう、委託契約書に明記している。 ・委託元と委託先間の特定個人情報のやり取りに関しては、広域連合の標準システム上で操作内容を記録している。 ・記録の保存期間については、当広域連合の文書に関する訓令第23条に従い、一定期間保存する。 さらに当広域連合の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、操作ログを確認し、詳細な調査・確認が必要と判断したときは調査を行い、又は報告を求める。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅲ 4ー特定個人情報の提供 ルールー委託元と委託先間の 提供に関するルールの内容 及びルール遵守の確認方法	(記載なし)	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置 > ・提供情報は、業務委託完了時に全て返却又は 削除する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等 の不正な持ち出しが行われていないか監視す る。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 4ー特定個人情報の消去 ルールールール内容及び ルール遵守の確認方法	・特定個人情報等は、業務完了後は速やかに 返還し、又は漏えいを起こさない方法によつて 確実に消去、もしくは処分することを、当広域連 合の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託 契約書に明記することとしている。 ・委託契約終了後は、委託先から特定個人情 報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出さ せ、情報システム管理者が消去及び廃棄状況 の調査、確認を行う。	<当広域連合で行う委託業務における措置 > ・特定個人情報等は、業務完了後は速やかに 返還し、又は漏えいを起こさない方法によつて 確実に消去、もしくは処分することを、当広域連 合の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託 契約書に明記することとしている。 ・委託契約終了後は、委託先から特定個人情 報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出さ せ、情報システム管理者が消去及び廃棄状況 の調査、確認を行う。	事後	③その他の項目の変更であり 事前の提出が義務付けられ ない
平成29年2月27日	Ⅲ 4ー特定個人情報の消去 ルールールール内容及び ルール遵守の確認方法	(記載なし)	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置 > ・情報提供等記録については、番号法第23条 第3項に基づく施行令第29条の規定において、 保存期間は7年間とされており、保存期間経過 後は、当広域連合が適切に廃棄等を行う。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 4ー委託契約書中の特定個人 情報ファイルの取扱いに関 する規定ー規定の内容	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁 止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責 任の明確化 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は 廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・特定個人情報の消去・返却・保管ルールに 関する規定 ・契約内容の遵守状況について報告を求め る規定	・秘密保持義務。 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁 止。 ・特定個人情報ファイル取扱い場所の限定と明 確化。 ・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複 製の禁止。 ・再委託の禁止(再委託するケースでは、その 条件)。 ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義 務付け。 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責 任の明確化。 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は 廃棄。 ・特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確 化。 ・従業者に対する監督・教育。 ・委託先への監査、立入調査。 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法。 ・特定個人情報の消去・返却・保管ルールに 関する規定 ・契約内容の遵守状況について報告の義務付 け	事後	③その他の項目の変更であり 事前の提出が義務付けられ ない
平成29年2月27日	Ⅲ 4ー再委託先における特定個人 情報ファイルの適切な取り 扱いの確保ー具体的な内容	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁 止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の 責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却 又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・特定個人情報の消去・返却・保管ルールに 関する規定 ・契約内容の遵守状況について報告を求め る規定	・秘密保持義務。 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁 止。 ・特定個人情報ファイル取扱い場所の限定と明 確化。 ・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複 製の禁止。 ・再委託の禁止(再委託するケースでは、その 条件)。 ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義 務付け。 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責 任の明確化。 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は 廃棄。 ・特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確 化。 ・従業者に対する監督・教育。 ・委託先への監査、立入調査。 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法。 ・特定個人情報の消去・返却・保管ルールに 関する規定 ・契約内容の遵守状況について報告の義務付 け等。	事後	③その他の項目の変更であり 事前の提出が義務付けられ ない
平成29年2月27日	Ⅲ 5ーリスク1ー特定個人情報の 提供・移転の記録ー具体的 な方法	記録の保存期間については、恒久的に保存す る。	記録の保存期間については、当広域連合の文 書に関する訓令第23条に従い、一定期間保存 する。	事後	③その他の項目の変更であり 事前の提出が義務付けられ ない
平成29年2月27日	Ⅲ 5ーリスク2ーリスクに対する 措置の内容	・広域連合の標準システムのサーバー及び端 末が接続するローカルエリアネットワーク及び 市区町村に設置する窓口端末との専用ネット ワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォ ール等によってセキュアなシステム稼働環境を 確保している。	・広域連合の標準システムのサーバー及び端 末が接続するローカルエリアネットワーク及び 市区町村に設置する窓口端末との専用ネット ワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイ アウォール等によってセキュアなシステム稼働 環境を確保している。 ・広域連合の標準システム端末には、事務に関 係のないアプリケーションはインストールしな い。	事後	③その他の項目の変更であり 事前の提出が義務付けられ ない

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅲ 5ーリスク3ーリスクに対する 措置の内容	・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市区町村に設置する窓口端末との専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。	・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市区町村に設置する窓口端末との専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。 ・広域連合の標準システム端末には、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅲ 6	[○]接続しない	[] 接続しない	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 6ーリスク1ーリスクに対する 措置の内容	(記載なし)	<p><標準システムにおける措置> 情報照会結果の入手元は、統合専用端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。</p> <p>なお、情報照会の要求を行う際、広域連合の標準システム又は市区町村の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目及び選択肢として表示されるので、必要以上の情報が端末から入力されて目的外の情報照会がされることのリスクを軽減している。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 6ーリスク1ーリスクに対する 措置の内容	(記載なし)	<p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ①統合専用端末を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。</p> <p>つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)番号法別表第二に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 6ーリスク1ーリスクへの対策 は十分か	(記載なし)	十分である	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 6ーリスク2ーリスクに対する 措置の内容	(記載なし)	<p><標準システムにおける措置> 中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムシステムに接続して情報照会を行うことはできないしくみとなっている。</p> <p>情報照会に用いるインターフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規程されており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインターフェースファイルを作成することとしているため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 6ーリスク2ーリスクに対する 措置の内容	(記載なし)	<p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>②中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 6ーリスク2ーリスクへの対策 は十分か	(記載なし)	十分である	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅲ 6-リスク4-リスクに対する 措置の内容	(記載なし)	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムは市区町村の窓口端末とのみ接続され、接続には専用線を用いる。 ・広域連合の標準システムと市区町村の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市区町村の窓口端末との専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に実施する。 ・広域連合の標準システム端末には、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。 ・当広域連合における個人情報保護条例第6条に、情報の漏えい・紛失等の規制を設けている。 	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 6-リスク4-リスクに対する 措置の内容	(記載なし)	<p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②中間サーバーは、外部システムからの接続に対し認証を行い、許可されていない外部システムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。また、標準システムと中間サーバーとはオンライン接続しないこととしている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④支払基金の職員が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ⑤中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ⑥中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 6-リスク4-リスクに対する 措置の内容	(記載なし)	<p>※中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 6-リスク4-リスクへの対策 は十分か	(記載なし)	十分である	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 6-リスク5-リスクに対する 措置の内容	(記載なし)	<p><標準システムにおける措置></p> <p>広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。</p> <p>記録の保存期間については、当広域連合の文書に関する訓令第23条に従い、一定期間保存する。</p> <p>また、当広域連合の個人情報保護条例第4条の2及び第4条の3では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。</p> <p>情報システム管理者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検する。</p>	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅲ 6ーリスク5ーリスクに対する 措置の内容	(記載なし)	<p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に 支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ①情報提供ネットワークシステムにおける照会 許可照会リストを情報提供ネットワークシ ステムから入手し、中間サーバーにも格納して、 照会許可照会リストに基づき情報連携が認 められた特定個人情報の提供の要求であるか チェックを実施している。 ②情報提供ネットワークシステムに情報提供を 行う際には、情報提供ネットワークシステムから 情報提供許可証と情報照会者へたどり着くた めの経路情報を受領し、照会内容に対応した情 報を自動で生成して送付することで、特定個人 情報が不正に提供されるリスクに対応してい る。 ③特に慎重な対応が求められる情報について は自動応答を行わないように自動応答不可フラ グを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、 送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、 センシティブな特定個人情報が不正に提供され るリスクに対応している。 ④支払基金の職員が統合専用端末を利用して 情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行 う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用 端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで 記録しているため、不適切な統合専用端末の 操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕 組みになっている。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 6ーリスク5ーリスクに対する 措置の内容	(記載なし)	十分である	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 6ーリスク6ーリスクに対する 措置の内容	(記載なし)	<p><標準システムにおける措置> 広域連合の標準システムにおいて副本デー タを作成する際には、広域連合の標準システム へのログインを実施した職員等・時刻・操作内 容及びデータ配信されたデータが広域連合の 標準システムに記録されるため、情報システム 管理者が広域連合の標準システムの記録を調 査することで操作者個人を特定する。 記録の保存期間については、当広域連合の 文書に関する訓令第23条に従い、一定期間保 存する。 また、当広域連合の個人情報保護条例第4 条の2及び第4条の3では、目的外利用を禁止 し情報提供を制限することを定めている。 情報システム管理者は広域連合の標準シ ステムから統合端末への副本データ登録に関 する記録を確認し、不正なデータ登録が行われ ていないかを点検する。 なお、中間サーバーを介することなく、情報提供 ネットワークシステムシステムに接続して情報 提供を行うことはできないしくみとなっている。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 6ーリスク6ーリスクに対する 措置の内容	(記載なし)	<p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に 支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ①情報提供ネットワークシステムに送信する情 報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗 号化を適切に実施した上で提供を行う仕組み になっている。 ②支払基金の職員が統合専用端末を利用して 情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行 う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用 端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで 記録しているため、不適切な統合専用端末の 操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕 組みになっている。 ③中間サーバーと情報提供ネットワークシ ステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生 労働省統合ネットワークを利用することにより、 不適切な方法で提供されるリスクに対応してい る。 ④中間サーバーと医療保険者等の通信は、 VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる 閉域サービス、又は公衆回線を使用する場 合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用す ることで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴 防止の対応をしている。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 6ーリスク6ーリスクへの対策 は十分か	(記載なし)	十分である	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅲ 6ーリスク7ーリスクに対する 措置の内容	(記載なし)	<p><標準システムにおける措置> 中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムシステムに接続して情報提供を行うことはできないしくみとなっている。 副本登録に用いるインターフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規程されており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインターフェースファイルを作成することとしているため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 6ーリスク7ーリスクに対する 措置の内容	(記載なし)	<p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ①情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②データの形式チェックと、統合専用端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③統合専用端末において、情報提供データベースの副本データを標準システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能は、該当する医療保険者等のみが利用できるよう制限している。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 6ーリスク7ーリスクへの対策 は十分か	(記載なし)	十分である	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 6ー情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他の リスク及びそのリスクに対する 措置	(記載なし)	<p><統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策> ・統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を必要最小限に限定し、そのユーザIDとアクセス権限が付与された者以外が情報授受に係る業務ができないようシステム的に制御する。 ・情報授受で電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報システム管理者の承認を得る。 ・情報授受に用いる電子記録媒体やフラッシュメモリが使用ができる標準システムの端末を限定し、それ以外の端末では使用しない運用をする。 ・フラッシュメモリを使用する場合はパスワード認証機能付きで、書き込まれるデータは全て自動暗号化される媒体とし、情報システム管理者がパスワード設定した媒体以外は統合専用端末で使用できないようシステム的に制御する。 ・標準システムの端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、情報システム管理者が定期的には又はセキュリティ上の問題が発生した際に、電子記録媒体やフラッシュメモリへの不必要な複製をチェックする。 ・統合専用端末は中間サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。 ・統合専用端末の使用後、ハードディスク等内の特定個人情報データはすべて削除する。 ・リライトできる電子記録媒体又はフラッシュメモリではデータを保存せず、使用した都度、データをすべて削除する。</p>	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅲ 6-情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(記載なし)	<p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることが中間サーバーにて担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>④中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p> <p>⑤中間サーバーでは、特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバーを利用する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセスできない。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 7-リスク1-⑤物理的対策-具体的な対策の内容	<p>・サーバーはデータセンターに設置し、データセンターは手の甲の静脈を読み取るバイオ(生体)認証を用いた入退出管理を実施しており、入退出を行った個人を特定する。</p> <p>・データセンターは新耐震基準に基づいた耐震措置がされており、防火設備等も整っている。</p> <p>・サーバー危機等にかかわる電源についても、予備電源を設置している。</p> <p>・サーバーは二重化して運用しており、一方に障害が発生しても継続して維持運用を可能としている。</p>	<p><標準システムサーバー等における措置></p> <p>・サーバーはデータセンターに設置し、データセンターは手の甲の静脈を読み取るバイオ(生体)認証を用いた入退出管理を実施しており、入退出を行った個人を特定する。</p> <p>・データセンターは新耐震基準に基づいた耐震措置がされており、防火設備等も整っている。</p> <p>・サーバー危機等にかかわる電源についても、予備電源を設置している。</p> <p>・サーバーは二重化して運用しており、一方に障害が発生しても継続して維持運用を可能としている。</p>	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅲ 7-リスク1-⑤物理的対策-具体的な対策の内容	(記載なし)	<p><中間サーバーにおける措置></p> <p>・中間サーバーを取りまとめる機関のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施設管理をすることでリスクを回避する。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 7-リスク1-⑥技術的対策-具体的な対策の内容	<p>・広域連合の標準システムのサーバー及び端末には、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p>・広域連合の標準システムのサーバー及び端末は、インターネットに接続できないように分離する。</p> <p>・広域連合の標準システムのサーバー及び端末には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 7-リスク1-⑥技術的対策-具体的な対策の内容	(記載なし)	<p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <p>・統合専用端末はインターネットに接続できないよう分離する。</p> <p>・統合専用端末は中間サーバー以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などにより、リスクを回避する。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 7-リスク1-⑥技術的対策-具体的な対策の内容	(記載なし)	<p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①中間サーバーにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、中間サーバーはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</p> <p>②中間サーバーではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>③中間サーバーでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑤中間サーバーと当広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p>	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	Ⅲ 7ーリスク2ーリスクに対する措置の内容	・システム上、市区町村からの日次での送信データによって、住民基本台帳情報及び住登外登録情報等を入力し、広域連合の標準システムのデータベースを更新しているため特定個人情報古い情報のまま保管され続けることはない。 また、その他の情報についても、市区町村から定期的にデータ連携による入手を行うことで、広域連合の標準システムのデータベースを更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。	<標準システムにおける措置> ・システム上、市区町村からの日次での送信データによって、住民基本台帳情報及び住登外登録情報等を入力し、広域連合の標準システムのデータベースを更新しているため特定個人情報古い情報のまま保管され続けることはない。 また、その他の情報についても、市区町村から定期的にデータ連携による入手を行うことで、広域連合の標準システムのデータベースを更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅲ 7ーリスク2ーリスクに対する措置の内容	(記載なし)	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・被保険者の資格情報等の新規登録又は情報の更新があった際は、速やかに中間サーバーの委託区画又は副本区画の情報を登録・更新する。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 7ーリスク3ー消去手順	[定めていない]	[定めている]	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅲ 7ーリスク3ー消去手順ー手順の内容	・高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため恒久的に保管する必要がある。	<標準システムにおける措置> ・高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとしている。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅲ 7ーリスク3ー消去手順ー手順の内容	(記載なし)	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・被保険者の資格情報等の新規登録又は情報の更新があった際は、速やかに中間サーバーの委託区画又は副本区画の情報を登録・更新する。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	Ⅲ 7ー特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(記載なし)	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 【運用上のルールによる措置】 ・プリンタ、FAX等の出力用紙の放置禁止の徹底 ・不要となった特定個人情報記載の用紙のシュレッダーの実施 ・溶解処分業者の委託契約による保存満了分文書廃棄の実施 ・書類又はメディアの搬送時の所在追跡可能な手段の実施 ・執務用デスク周辺の整理整頓及び退社時の施錠の実施 ・離席時のスクリーンセーバー又はシャットダウン ・リース機器返却時、HDD内の特定個人情報が復元可能な形態での消去の実施 ・機器の廃棄時、HDDやメモリの破壊の実施 ・電子記録媒体からデータを読み込む前に必ずウイルスチェックを行う	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅲ 7ー特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(記載なし)	【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】 平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示(平成27年12月25日改正)の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に基づき、次の対応を行う。 (1)事業者内の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。 (2)事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。 (3)上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。 (4)上記(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。 (5)事案の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人に連絡又は本人が容易に知り得る状態に置く。また、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。 (6)厚生労働大臣が定めるガイドライン等の規定による報告先に速やかに報告する。また、重大事案など指定のある事案については個人情報保護委員会に報告する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	Ⅳ 1ー②監査ー具体的な内容	(記載なし)	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> 当広域連合は、運用管理規程に基づき、標準システム及び当広域連合の運用における安全管理措置について、定期的に監査を行うこととしている。	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	IV 2-従業員に対する教育・啓発-具体的な方法	(記載なし)	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・中間サーバーの統合専用端末における操作について、厚生労働省が当広域連合の職員に対して、統合専用端末導入前に研修を行う。	事前	①重要な変更
平成29年2月27日	V 1-②請求方法-特記事項	請求される方へ、請求の流れや必要な書類がわかるように、請求にあたってのお知らせを配布する。	請求方法、指定様式等について当広域連合のWebサイト上に表示済。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成29年2月27日	別紙1「特定個人情報の提供先一覧」	(記載なし)	全文追加	事前	①重要な変更
平成30年1月4日	I 6-②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80,81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93、97、109 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80,81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、119 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	事後	法令に合わせた記載の修正であり、重要な変更には該当しない
平成30年1月4日	I 7-②所属長	事業課長 中元 博文	事務局次長兼事業課長 鶴田 洋明	事後	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成30年1月4日	II 2-③対象となる本人の範囲	高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第50条に基づく被保険者	高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成30年1月4日	II 2-⑥事務担当部署	事業課	事業課、給付課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成30年1月4日	II 3-⑦使用の主体-使用部署	事業課	事業課、給付課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成30年1月4日	II 4-委託事項1-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲 ※	高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第50条に基づく被保険者	高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正であり、重要な変更には該当しない
平成30年1月4日	II 4-委託事項1-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第50条に基づく被保険者	高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正であり、重要な変更には該当しない
平成30年1月4日	II 4-委託事項2-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲 ※	高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第50条に基づく被保険者	高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正であり、重要な変更には該当しない
平成30年1月4日	II 4-委託事項3-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲 ※	高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第50条に基づく被保険者	高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正であり、重要な変更には該当しない
平成30年1月4日	II 4-委託事項4-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲 ※	高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第50条に基づく被保険者	高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正であり、重要な変更には該当しない
平成30年1月4日	II 5-提供先1-⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ※	高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第50条に基づく被保険者	高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正であり、重要な変更には該当しない
平成30年1月4日	II 5-移転先1-⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ※	高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第50条に基づく被保険者	高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正であり、重要な変更には該当しない
平成30年1月4日	II 5-提供・移転の有無	「○」提供を行っている(16)件	「○」提供を行っている(24)件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成30年1月4日	(別添2) -宛名番号	(記載なし)	国保住所地利権者情報	事前	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月4日	(別添2) 一被保険者番号	(記載なし)	第三者行為為償連携管理	事前	その他の項目の変更であり 事前の提出が義務付けられない
平成30年1月4日	別紙1「特定個人情報の提供先一覧」	(記載なし)	番号法第19条第7号別表第二第30項、番号法第19条第7号別表第二第43項、番号法第19条第7号別表第二第106項番号法第19条第7号別表第二第119項の提供先を追加	事後	法令に合わせた記載の修正であり、重要な変更該当しない
平成30年5月2日	I 7-②所属長	事務局次長兼事業課長 鶴田 洋明	事業課長 丸山 尊司	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出が義務付けられない
平成30年5月2日	(別添2) 一宛名番号	(記載なし)	「外来年間合算支給申請書情報」の追記	事前	その他の項目の変更であり 事前の提出が義務付けられない
平成30年5月2日	(別添2) 一被保険者番号 <資格関連情報>	(記載なし)	「限度額適用申請情報」の追記	事前	その他の項目の変更であり 事前の提出が義務付けられない
平成30年5月2日	(別添2) 一被保険者番号 <給付関連情報>	(記載なし)	「外来年間合算支給申請書情報」「外来年間合算自己負担額情報」「外来年間合算計算結果情報」「外来年間合算計算結果内訳情報」の追記	事前	その他の項目の変更であり 事前の提出が義務付けられない
平成31年4月26日	I 6-②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80,81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、119 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80,81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	事後	法令に合わせた記載の修正であり、重要な変更該当しない
平成31年4月26日	I 7-②所属長の役職名	事業課長 丸山 尊司	事業課長	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出が義務付けられない
平成31年4月26日	II 6-①保管場所	<標準システムにおける措置> 後期高齢者医療関連情報ファイルは磁気ディスクで原本管理しており、以下に示すサーバー内にデータ保管している。 ・広域連合の標準システムのサーバーはデータセンターに設置しており、センターへの夜間・休日の入館及びサーバー室への入退室は厳重に管理されており、サーバーの操作を許可された者だけが入室できる場所にサーバーを設置している。データセンターのサーバー室への入退室は、手の甲の静脈を読み取るバイオ(生体)認証を実施している。 ・また、サーバーの操作は、サーバー管理専用の端末でしか実施できない。サーバー管理端末の設置場所への入退室は、カードキー認証を実施している。サーバー管理端末は、カードキー及びユーザーIDとパスワードによって管理している。 (以下略)	<標準システムにおける措置> 後期高齢者医療関連情報ファイルは磁気ディスクで原本管理しており、以下に示すサーバー内にデータ保管している。 ・広域連合の標準システムのサーバーはデータセンターに設置しており、センターへの夜間・休日の入館及びサーバー室への入退室は厳重に管理されており、サーバーの操作を許可された者だけが入室できる場所にサーバーを設置している。データセンターのサーバー室への入退室は、手の平の静脈を読み取るバイオ(生体)認証とカードキー認証を実施している。 ・また、サーバーの操作は、サーバー管理専用の端末でしか実施できない。サーバー管理端末の設置場所への入退室は、カードキー認証を実施している。サーバー管理端末は、手の平の静脈認証及びユーザーIDとパスワードによって管理している。 (以下略)	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出が義務付けられない
平成31年4月26日	III 3-リスク2-ユーザ認証管理-具体的な管理方法	・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出が義務付けられない
平成31年4月26日	III 3-リスク2-アクセス権限の発行・失効の管理-具体的な管理方法	・パスワードを定期的に更新するよう中間サーバー側で制御している。 ・パスワードの最長有効期限を定めている。	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出が義務付けられない
平成31年4月26日	III 3-リスク2-アクセス権限の管理-具体的な管理方法	・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月26日	Ⅲ 3ーリスク2ー特定個人情報の使用の記録ー具体的な方法	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容・アクセス失敗の履歴を記録している。 ・情報システム管理者は定期的及び必要に応じて、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。 <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの使用について、情報システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログを確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルを扱う統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録している。 	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容・アクセス失敗の履歴を記録している。 ・情報システム管理者は定期的及び必要に応じて、又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を関連する書面の記録を照合して確認して、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。 <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの使用について、情報システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログに関連する書面の記録を照合して確認して、不正な運用が行われていないかを監査する。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルを扱う統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録している。 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成31年4月26日	Ⅲ 3ーリスク3ーリスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能を設けている。 ・また、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号を電子記録媒体等へ書込むこと等もできない。 ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的及び必要に応じて、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 ・当広域連合における個人情報保護条例第6条に、情報の漏えい・紛失等の規制を設けている。 	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能を設けている。 ・また、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号を電子記録媒体等へ書込むこと等もできない。 ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的及び必要に応じて、又はセキュリティ上の問題が発生した際に記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 ・当広域連合における個人情報保護条例第6条に、情報の漏えい・紛失等の規制を設けている。 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成31年4月26日	Ⅲ 4ー特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限ー具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・パスワードの最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成31年4月26日	Ⅲ 5ーリスク1ー特定個人情報の提供・移転に関するルールールール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムから市区町村の窓口端末へのデータ配信については、「府番第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 また、当広域連合の個人情報保護条例第4条の2及び第4条の3では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めており、市区町村の窓口端末以外への特定個人情報のデータ配信は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムから市区町村の窓口端末へのデータ配信については、「府番第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 また、当広域連合の個人情報保護条例第4条の2及び第4条の3では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めており、市区町村の窓口端末以外への特定個人情報のデータ配信は行っていない。 ・情報システム管理者は広域連合の標準システムから市区町村へのデータ配信に関する記録と関連する書面の記録を照合して確認し、不正なデータ配信が行われていないかを監査する。 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月26日	Ⅲ 6ーリスク5ーリスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置> 広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。 記録の保存期間については、当広域連合の文書に関する訓令第23条に従い、一定期間保存する。 また、当広域連合の個人情報保護条例第4条の2及び第4条の3では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。 情報システム管理者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。</p>	<p><標準システムにおける措置> 広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。 記録の保存期間については、当広域連合の文書に関する訓令第23条に従い、一定期間保存する。 また、当広域連合の個人情報保護条例第4条の2及び第4条の3では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。 情報システム管理者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検する。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成31年4月26日	Ⅲ 7ーリスク1ー⑤物理的対策一具体的な対策の内容	<p><標準システムサーバー等における措置> ・サーバーはデータセンターに設置し、データセンターは手の甲の静脈を読み取るバイオ(生体)認証を用いた入退出管理を実施しており、入退出を行った個人を特定する。 ・データセンターは新耐震基準に基づいた耐震措置がされており、防火設備等も整っている。 ・サーバー危機等にかかわる電源についても、予備電源を設置している。 ・サーバーは二重化して運用しており、一方に障害が発生しても継続して維持運用を可能としている。</p>	<p><標準システムサーバー等における措置> ・サーバーはデータセンターに設置し、データセンターは手の平の静脈を読み取るバイオ(生体)認証とカードキー認証を用いた入退出管理を実施しており、入退出を行った個人を特定する。 ・データセンターは新耐震基準に基づいた耐震措置がされており、防火設備等も整っている。 ・サーバー危機等にかかわる電源についても、予備電源を設置している。 ・サーバーは二重化して運用しており、一方に障害が発生しても継続して維持運用を可能としている。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
平成31年4月26日	Ⅲ 7ー特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>【運用上のルールによる措置】 ・プリンタ、FAX等の出力用紙の放置禁止の徹底 ・不要となった特定個人情報記載の用紙のシュレッダーの実施 ・溶解処分業者の委託契約による保存満了分文書廃棄の実施 ・書類又はメディアの搬送時の所在追跡可能な手段の実施 ・執務用デスク周辺の整理整頓及び退社時の施錠の実施 ・離席時のスクリーンセーバー又はシャットダウン ・リース機器返却時、HDD内の特定個人情報復元不可能な形態での消去の実施 ・機器の廃棄時、HDDやメモリーの破壊の実施 ・電子記録媒体からデータを読み込む前に必ずウイルスチェックを行う</p> <p>【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】 平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示(平成27年12月25日改正)の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に基づき、次の対応を行う。 (1)事業者内の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。 (2)事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。 (3)上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。</p> <p>(4)上記(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。 (5)事案の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人に連絡又は本人が容易に知り得る状態に置く。また、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。 (6)厚生労働大臣が定めるガイドライン等の規定による報告先に速やかに報告する。また、重大事案など指定のある事案については個人情報保護委員会に報告する。</p>	<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>【運用上のルールによる措置】 ・プリンタ、FAX等の出力用紙の放置禁止の徹底 ・不要となった特定個人情報記載の用紙のシュレッダーの実施 ・溶解処分業者の委託契約による保存満了分文書廃棄の実施 ・書類又はメディアの搬送時の所在追跡可能な手段の実施 ・執務用デスク周辺の整理整頓及び退社時の施錠の実施 ・離席時のスクリーンセーバー又はシャットダウン ・リース機器返却時、HDD内の特定個人情報復元不可能な形態での消去の実施 ・機器の廃棄時、HDDやメモリーの破壊の実施 ・電子記録媒体からデータを読み込む前に必ずウイルスチェックを行う</p> <p>【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】 平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示(平成27年12月25日改正)の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に基づき、次の対応を行う。 (1)事業者内の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。 (2)事実関係を調査、監査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。 (3)上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。</p> <p>(4)上記(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。 (5)事案の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人に連絡又は本人が容易に知り得る状態に置く。また、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。 (6)厚生労働大臣が定めるガイドライン等の規定による報告先に速やかに報告する。また、重大事案など指定のある事案については個人情報保護委員会に報告する。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月30日	I I-1-②事務の内容※	3. 給付業務 ・市区町村において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する(※3)。 (※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	3. 給付業務 ・市区町村において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する(※3)。 (※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、また、口座登録関係情報の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	事前	公金受取口座対応に係る修正
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容※	(記載なし)	<制度内容> ～省略～ さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供することについても、あわせて支払基金等に委託することになった。	事後	中間サーバークラウド化及びオンライン資格確認の実施に伴う変更
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容※	1. 資格管理業務 ～省略～ (記載なし) (※1)他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。 (記載なし)	1. 資格管理業務 ～省略～ ・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-2) ※1 他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。 ※1-2 オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。	事後	中間サーバークラウド化及びオンライン資格確認の実施に伴う変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称	※標準システムは、データセンターに設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。	※標準システムは、全国の広域連合が共同して委託する集約機関(国保中央会)が管理する標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。	事前	標準システムのクラウド化に伴う変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	～省略～ 4. 加入者情報管理業務 (1)加入者情報作成 ・標準システムは市区町村から送信された異動に関する情報等を基に、中間サーバーに登録するための加入者情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (2)加入者情報登録結果取込 ・広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイルを手入し、統合専用端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 ・標準システムはファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。 ～省略～	～省略～ 4. 加入者情報管理業務 (1)加入者情報作成 ・標準システムは市区町村から送信された異動に関する情報等を基に、中間サーバーに登録するための加入者情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、以下のいずれかの方法で中間サーバーへ送信する。 ○ファイルを広域端末から統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (以下「統合専用端末連携」という。) ○広域端末と中間サーバーをネットワークで繋ぎファイルを送信する。 (以下「サーバー間連携」という。) (2)加入者情報登録結果取込 ・広域連合職員は統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイルを手入し、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 ・標準システムはファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。 ～省略～	事後	特定個人情報の取り扱いに関するガイドライン等の改正と標準システムのバージョンアップに伴う変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	<p>～省略～</p> <p>5. 副本管理業務 (1)資格情報作成 ・標準システムは被保険者証等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 ・広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (2)葬祭費情報作成 ・標準システムは葬祭費の支給情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 ・広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (3)高額介護合算療養費情報作成 ・標準システムは高額介護合算療養費支給申請書の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。</p> <p>～省略～</p>	<p>～省略～</p> <p>5. 副本管理業務 (1)資格情報作成 ・標準システムは被保険者証等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 ・広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。 (2)葬祭費情報作成 ・標準システムは葬祭費の支給情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 ・広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。 (3)高額介護合算療養費情報作成 ・標準システムは高額介護合算療養費支給申請書の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。</p> <p>～省略～</p>	事後	特定個人情報の取り扱いに関するガイドライン等の改正と標準システムのバージョンアップに伴う変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	<p>～省略～</p> <p>6. 情報照会業務 (1)情報照会要求 ～省略～ ・広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (2)情報照会結果取込 ・広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから情報照会結果に関するファイルを入力し、統合専用端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。</p> <p>～省略～</p> <p>(記載なし)</p>	<p>～省略～</p> <p>6. 情報照会業務 (1)情報照会要求 ～省略～ ・広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で、中間サーバーへ送信する。 (2)情報照会結果取込 ・広域連合職員は統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーから情報照会結果に関するファイルを入力し、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。</p> <p>～省略～</p> <p>なお、クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、個人番号等にクラウド事業者がアクセスできないように、アクセス制御を行う。</p>	事前	特定個人情報の取り扱いに関するガイドライン等の改正と標準システムのバージョンアップに伴う変更 標準システムクラウド化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	<p>～省略～</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 新規被保険者の基本4情報(又はその一部)、資格情報(個人番号を含む。)を中間サーバーに登録する。 (記載なし)</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得 他の機関へ情報照会・提供を行う際、個人を特定するために必要となる機関別符号を取得する。 (ii)情報照会 情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の情報照会及び照会した情報の受領を行う。 (iii)情報提供 情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 (iv)情報提供等記録生成 情報提供ネットワークシステムを通じて、他の機関へ情報照会・提供を行った記録を生成する。 (記載なし)</p> <p>～省略～</p>	<p>～省略～</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 ①新規被保険者の基本4情報(またはその一部)、資格情報(個人番号を含む。)を中間サーバーに登録する。 ②個人番号を除いた資格履歴情報をオンライン資格確認等システムに提供する。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 ①機関別符号取得 他の機関へ情報照会・提供を行う際、個人を特定するために必要となる機関別符号を取得する。 ②情報照会 情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の情報照会及び照会した情報の受領を行う。 ③情報提供 情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 ④情報提供等記録生成 情報提供ネットワークシステムを通じて、他の機関へ情報照会・提供を行った記録を生成する。 ⑤オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報提供 マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け、オンライン資格確認等システムで管理している情報との紐付けを行うために、個人番号を除いた資格履歴情報を提供する。 ～省略～</p>	事後	中間サーバークラウド化及びオンライン資格確認の実施に伴う変更
	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	<p>個人番号を利用することにより被保険者資格や給付の情報等をより正確かつ効率的に検索・照会することが可能となり、誤った相手に対して保険料の賦課・徴収や給付等を行うリスクを軽減できる。 また、現状で情報の連携のために使用されている宛名番号等は市区町村ごとに設定されているものであるが、個人番号は全国の市区町村で共通の番号であるため、同一広域連合内において他の市区町村に転居した場合でも、個人番号を利用することで同一人の正確な名寄せが可能となり、誤支給や誤賦課の防止がより確実なものとなる。 被保険者が当広域連合に申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行の書類について、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、情報照会によって書類と同等の特定個人情報を得られる場合に限っては、書類の添付を省略することができる。 (記載なし)</p>	<p>・個人番号を利用することにより被保険者資格や給付の情報等をより正確かつ効率的に検索・照会することが可能となり、誤った相手に対して保険料の賦課・徴収や給付等を行うリスクを軽減できる。 ・現状で情報の連携のために使用されている宛名番号等は市区町村ごとに設定されているものであるが、個人番号は全国の市区町村で共通の番号であるため、同一広域連合内において他の市区町村に転居した場合でも、個人番号を利用することで同一人の正確な名寄せが可能となり、誤支給や誤賦課の防止がより確実なものとなる。 ・被保険者が当広域連合に申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行の書類について、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、情報照会によって書類と同等の特定個人情報を得られる場合に限っては、書類の添付を省略することができる。 ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。</p>	事後	中間サーバークラウド化及びオンライン資格確認の実施に伴う変更
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p>	<p>・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2の2、第33条、第43条、第43条の2の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p>	事前	法令の改正に合わせた記載の変更
	I 基本情報 (別添1)事務の内容	業務全体図	業務全体図にサーバー間連携とオンライン資格確認システムに関する図を追加	事後	特定個人情報の取り扱いに関するガイドライン等の改正と標準システムのバージョンアップに伴う変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 3. 給付業務	(備考) 3. 給付業務 ～省略～ 6-⑧広域連合において、療養費支給決定通知書等の発行を行う。 ※中間サーバーへの給付関係情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。 ※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。	(備考) 3. 給付業務 ～省略～ 6-⑧広域連合において、療養費支給決定通知書等を交付する。 ※中間サーバーへの給付関係情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。 ※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)	4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)	4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)※統合専用端末連携の場合	事後	特定個人情報の取り扱いに関するガイドライン等の改正と標準システムのバージョンアップに伴う変更
	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(記載なし)	4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)※サーバー間連携の場合 図及び説明文を追加	事後	特定個人情報の取り扱いに関するガイドライン等の改正と標準システムのバージョンアップに伴う変更
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 5. 副本作成、「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)	5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)	5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)※統合専用端末連携の場合	事後	特定個人情報の取り扱いに関するガイドライン等の改正と標準システムのバージョンアップに伴う変更
	(別添1)事務の内容 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)※統合専用端末連携の場合	インターフェースファイル	インターフェースファイル	事前	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(記載なし)	5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)※サーバー間連携の場合 図及び説明文を追加	事後	特定個人情報の取り扱いに関するガイドライン等の改正と標準システムのバージョンアップに伴う変更
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 6. 情報照会、「1. 資格管理業務」、「賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)	6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)	6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)※統合専用端末連携の場合	事後	特定個人情報の取り扱いに関するガイドライン等の改正と標準システムのバージョンアップに伴う変更
	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(記載なし)	6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)※サーバー間連携の場合 図及び説明文を追加	事後	特定個人情報の取り扱いに関するガイドライン等の改正と標準システムのバージョンアップに伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	～省略～ 2. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号の入手 統合専用端末で中間サーバーを介して地方公共団体情報システム機構に即時照会して入手する。 頻度は随時。	～省略～ 2. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号情報の入手 統合専用端末で中間サーバーを介して地方公共団体情報システム機構に即時照会して入手する。 頻度は随時。	事後	文言の変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠 ・番号法第19条7号及び同法別表第二項番80、81	○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠 ・番号法第19条8号及び同法別表第二項番80、81	事前	法令の改正に合わせた記載の変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 ※	～省略～ 3. 給付業務 市区町村の後期高齢者医療窓口において、住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、その届出内容を市区町村の窓口端末に入力する。広域連合の標準システム内では、当該情報の他にレセプト情報等を管理しており、それらを用いて療養費支給の認定処理を行い、療養費支給決定情報等を市区町村の窓口端末に送信し、当該住民に対して広域連合から療養費支給決定通知書等を交付する。 ～省略～	～省略～ 3. 給付業務 市区町村の後期高齢者医療窓口において、住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、その届出内容を市区町村の窓口端末に入力する。広域連合の標準システム内では、当該情報の他にレセプト情報等を管理しており、それらを用いて療養費支給の認定処理を行い、療養費支給決定情報等を市区町村の窓口端末に送信し、当該住民に対して広域連合から療養費支給決定通知書等を交付する。 ～省略～	事前	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 ※	4件	5件	事前	標準システムクラウド化に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社 熊本支店	富士通Japan株式会社 熊本支社	事後	委託業者の名称変更に伴う変更。
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	当広域連合における資格履歴を管理するため。 (記載なし)	・当広域連合における資格履歴を管理するため。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため。	事後	中間サーバークラウド化及びオンライン資格確認の実施に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑧再委託の許諾方法	(記載なし)	～省略～ 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することとなるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事後	中間サーバークラウド化及びオンライン資格確認の実施に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供を行うために必要となる機関別符号の取得及び管理	情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供、及びオンライン資格確認システムで管理している情報との紐づけを行うために必要となる機関別符号の取得及び管理	事後	中間サーバークラウド化及びオンライン資格確認の実施に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	当広域連合と情報提供ネットワークシステムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。また、当広域連合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	当広域連合と情報提供ネットワークシステム及びオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。また、当広域連合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	事後	中間サーバークラウド化及びオンライン資格確認の実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託 ⑧再委託の許諾方法	(記載なし)	～省略～ 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はGSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事後	中間サーバークラウド化及びオンライン資格確認の実施に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	(記載なし)	「標準システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務」を委託事項に追記	事前	標準システムクラウド化に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1	番号法第19条第7号 別表第二に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第19条第8号 別表第二に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事後	法令に合わせた記載の変更であり、重要な変更には該当しない
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の各項(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第19条第8号 別表第二の各項(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事後	法令に合わせた記載の変更であり、重要な変更には該当しない
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第二に定める各事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第19条第8号 別表第二に定める各事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事後	法令に合わせた記載の変更であり、重要な変更には該当しない
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ③提供する情報	番号法第19条第7号 別表第二に定める各特定個人情報 (別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	番号法第19条第8号 別表第二に定める各特定個人情報 (別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	事後	法令に合わせた記載の変更であり、重要な変更には該当しない
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1 ③移転する情報	・給付業務 ・療養費支給決定情報 : 療養費支給決定、支給状況情報等	・給付業務 ・療養費支給決定通知情報 : 療養費支給決定通知に関する窓口対応に必要な情報等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1 ⑦時期・頻度	・給付業務 ・療養費支給決定情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、被保険者から療養費の支給申請がある都度に随時。	・給付業務 ・療養費支給決定通知情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、被保険者から療養費の支給申請がある都度に随時。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所※	<p><標準システムにおける措置> 後期高齢者医療関連情報ファイルは磁気ディスクで原本管理しており、以下に示すサーバー内にデータ保管している。</p> <p>・広域連合の標準システムのサーバーはデータセンターに設置しており、センターへの夜間・休日の入館及びサーバー室への入退は厳重に管理されており、サーバーの操作を許可された者だけが入室できる場所にサーバーを設置している。データセンターのサーバー室への入退は、手の平の静脈を読み取るバイオ(生体)認証とカードキー認証を実施している。</p> <p>～省略～ (記載なし)</p>	<p><標準システムにおける措置> ①標準システムは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <p>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。</p> <p>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。</p> <p>・日本国内でデータ保管を条件としていること。</p> <p>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</p> <p>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</p> <p>②特定個人情報は、標準システムのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>③電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <p>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。</p> <p>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。</p> <p>・日本国内でデータ保管を条件としていること。</p> <p>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</p>	事前	標準システムクラウド化に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p><標準システムにおける措置> 事務に必要な期間が経過した時点で消去する。</p> <p>～省略～</p>	<p><標準システムにおける措置> ・保管期間経過後は、システムから適切に消去等を行い、消去等に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。</p> <p>・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。</p> <p>～省略～</p>	事前	標準システムクラウド化に伴う変更
	(別添2)ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 宛番号	<p><資格関連情報> 住民基本台帳情報 外国人登録情報 住登外登録情報 混合世帯情報 障害認定申請情報 負担区分判定対象情報 個人異動情報 適用除外者情報 被保険者 被保険者世代管理 被保険者履歴 老人保健情報 負担区分根拠情報 基準収入額申請世帯情報 負担区分一時記憶WK 個人情報変更履歴情報 負担区分判定登録抑止対象情報 扶養控除候補者情報 マイナンバー設定候補者WK 国保住所地特例者情報</p>	<p><資格関連情報> 住民基本台帳情報 外国人登録情報 住登外登録情報 混合世帯情報 障害認定申請情報 負担区分判定対象情報 個人異動情報 適用除外者情報 被保険者 被保険者世代管理 被保険者履歴 老人保健情報 負担区分根拠情報 基準収入額申請世帯情報 負担区分一時記憶WK 個人情報変更履歴情報 負担区分判定登録抑止対象情報 扶養控除候補者情報 マイナンバー設定候補者WK 国保住所地特例者情報 住民基本台帳情報(清音化) 外国人登録情報(清音化) 住登外登録情報(清音化) 個人番号管理情報(個人情報)</p>	事後	中間サーバークラウド化及びオンライン資格確認の実施に伴う変更
	(別添2)ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 宛番号	<p><賦課・収納関連情報> 賦課世帯管理 所得情報 資格異動ログ 減額対象所得判定情報管理 所得情報照会結果管理 所得情報照会結果管理明細</p>	<p><賦課・収納関連情報> 賦課世帯管理 所得情報 資格異動ログ 減額対象所得判定情報管理 所得情報照会結果管理 所得情報照会結果管理明細</p>	事後	中間サーバークラウド化及びオンライン資格確認の実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2)ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 宛名番号	<給付関連情報> 給付記録管理 葬祭費(その他支給) 高額療養費支給管理 特別療養費支給 給付制限個人管理 高額療養費清算管理 エラーレセプト 再審査レセプト 当月レセプト 療養費支給 被保険者月別資格日数 高額介護合算療養費等支給申請書情報 外来年間合算支給申請書情報	<給付関連情報> 給付記録管理 葬祭費(その他) 高額療養費支給管理 特別療養費支給 給付制限個人管理 高額療養費清算管理 エラーレセプト 再審査レセプト 当月レセプト 療養費支給 被保険者月別資格日数 高額介護合算療養費等支給申請書情報 外来年間合算支給申請書情報 高額療養費計算WK	事後	中間サーバークラウド化及びオンライン資格確認の実施に伴う変更
	(別添2)ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 宛名番号	<情報連携関連項目> 加入者情報管理(判定対象情報)	<情報連携関連項目> 加入者情報管理(判定対象情報) 加入者情報管理(個人情報)	事後	中間サーバークラウド化及びオンライン資格確認の実施に伴う変更
	(別添2)ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 宛名番号	<共通情報> 稼働ログ管理	<共通情報> 稼働ログ管理 選択履歴 メモ管理	事後	中間サーバークラウド化及びオンライン資格確認の実施に伴う変更
	(別添2)ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者枝番	<情報連携関連情報> 加入者情報管理(個人情報) 情報照会要求管理 情報照会状況管理 副本管理(判定対象情報) 副本管理(資格情報) 副本管理(高額介護合算療養費情報) 副本管理(葬祭費)	<情報連携関連情報> 加入者情報管理(個人情報) 加入者情報管理(システム基本情報) 情報照会要求管理 情報照会状況管理 加入者情報管理(判定対象情報) 副本管理(判定対象情報) 副本管理(資格情報) 副本管理(高額介護合算療養費情報) 副本管理(葬祭費) 副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算)情報) 副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報) 副本管理(メッセージ情報)	事後	中間サーバークラウド化及びオンライン資格確認の実施に伴う変更
	(別添2)ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者枝番	(記載なし)	<共通情報> 稼働ログ管理	事後	中間サーバークラウド化及びオンライン資格確認の実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2)ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号	<資格関連情報> 障害認定申請情報 個人異動情報 適用除外者情報 被保険者 被保険者世帯管理 被保険者履歴 証発行管理 送付先情報 負担区分世帯番号情報 負担区分根拠情報 一部負担金減免申請情報 標準負担額減額認定情報 標準負担額減額入院情報 特定疾病認定申請情報 負担区分一時記憶WK 過去被保険者番号情報 加入保険者情報 被扶養者障害特定疾病証明書情報 個人情報変更履歴情報 短期証資格証候補者情報 追加情報該当者 参照用負担区分情報 扶養控除候補者情報 限度額適用申請情報	<資格関連情報> 障害認定申請情報 個人異動情報 適用除外者情報 被保険者 被保険者世帯管理 被保険者履歴 証発行管理 送付先情報 負担区分世帯番号情報 負担区分根拠情報 一部負担金減免申請情報 標準負担額減額認定情報 標準負担額減額入院情報 特定疾病認定申請情報 負担区分一時記憶WK 過去被保険者番号情報 加入保険者情報 被扶養者障害特定疾病証明書情報 個人情報変更履歴情報 短期証資格証候補者情報 追加情報該当者 参照用負担区分情報 扶養控除候補者情報 限度額適用申請情報 被保険者(清音化) 被保険者履歴(清音化) 基準収入額申請世帯情報 個人番号管理情報(被保険者情報) 個別事情管理(加入者基本情報) 個別事情管理(加入者制御情報) 証交付不要申請管理	事後	中間サーバークラウド化及び オンライン資格確認の実施に 伴う変更
	(別添2)ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号	(記載なし)	<情報連携管理情報> 加入者情報管理(資格情報) 加入者情報管理(判定対象情報) 情報照会要求管理 副本管理(判定対象情報) 副本管理(資格情報) 副本管理(高額介護合算療養費情報) 副本管理(葬祭費) 副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算) 情報) 副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算 療養費)情報) 加入者情報管理(加入者制御情報) 加入者情報管理(加入者資格情報) 加入者情報管理(被保険者証等情報) 加入者情報管理(限度額適用認定証関連情 報) 加入者情報管理(特定疾病療養受療証情報)	事後	中間サーバークラウド化及び オンライン資格確認の実施に 伴う変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2)ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号	<給付関連情報> 給付記録管理 高額療養費支給 葬祭費(その他支給) 高額療養費支給管理 特別療養費支給 口座 給付制限個人管理 給付制限レセプト管理 高額療養費清算管理 エラーレセプト 支給管理 高額該当管理 再審査レセプト 当月レセプト 療養費支給 被保険者月別資格日数 レセプト負担区分管理 高額介護合算療養費等支給申請書情報 自己負担額証明情報 高額療養費特別支給金支給管理 特定疾患連絡対象者管理 突合レセプト増減情報 突合査定結果情報 後発医薬品差額通知送付情報 給付制限追加情報 一定点数超過管理セットアップ 一定点数超過管理 第三者行為求償連携管理 外來年間合算支給申請書情報 外來年間合算自己負担額情報 外來年間合算計算結果情報 外來年間合算計算結果内訳情報	<給付関連情報> 給付記録管理 高額療養費支給 葬祭費(その他) 高額療養費支給管理 特別療養費支給 口座 給付制限個人管理 給付制限レセプト管理 高額療養費清算管理 エラーレセプト 支給管理 高額該当管理 再審査レセプト 当月レセプト 療養費支給 被保険者月別資格日数 レセプト負担区分管理 高額介護合算療養費等支給申請書情報 自己負担額証明情報 高額療養費特別支給金支給管理 特定医療費等連絡対象者管理 突合レセプト増減情報 突合査定結果情報 後発医薬品差額通知送付情報 給付制限追加情報 一定点数超過管理セットアップ 一定点数超過管理 第三者行為求償連携管理 外來年間合算支給申請書情報 外來年間合算自己負担額情報 外來年間合算計算結果情報 外來年間合算計算結果内訳情報 高額介護合算計算結果情報 高額介護合算計算結果内訳情報 高額療養費計算WK 高額該当負担区分WK 他県公費累積WK	事後	中間サーバークラウド化及び オンライン資格確認の実施に 伴う変更
	(別添2)ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号	<本人確認項目> その他条件 履歴情報 その他条件 消除者 その他条件 異動事由 主たる照会条件 事務区分(住基法) 事務区分(番号法) 住所 住所(大字以降) 住民区分 個人番号 個人番号 利用事由 変更状況 市町村コード 市町村名 性別 情報表示 氏名 氏名かな 照会対象期間終了 年月日 照会対象期間開始 年月日 照会対象期間(照会基準日) 生存状況 生年月日 異動事由 異動年月日 異動有無 要求レコード番号	<本人確認項目> その他条件 履歴情報 その他条件 消除者 その他条件 異動事由 主たる照会条件 事務区分(住基法) 事務区分(番号法) 住所 住所(大字以降) 住民区分 個人番号 個人番号 利用事由 変更状況 市町村コード 市町村名 性別 情報表示 氏名 氏名かな 券面記載の氏名 券面記載の氏名かな 券面記載氏名が通称名の場合の本名等 券面記載氏名が通称名の場合の本名かな 照会対象期間終了 年月日 照会対象期間開始 年月日 照会対象期間(照会基準日) 生存状況 生年月日 異動事由 異動年月日	事後	中間サーバークラウド化及び オンライン資格確認の実施に 伴う変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2)ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号	<共通情報> 稼働ログ管理	<共通情報> 稼働ログ管理 メモ管理 選択履歴管理	事後	中間サーバークラウド化及び オンライン資格確認の実施に 伴う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	当広域連合における個人情報保護条例第6条 に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情 報の漏えい・紛失を規制している。	削除	事前	法令の改正に合わせた記載 の変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク 対策※ 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<中間サーバーにおける措置> ・統合専用端末を利用したシステム操作や特定 個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操 作を行い、統合専用端末の操作者を認証する よう中間サーバーで制御している。	<中間サーバーにおける措置> ・統合専用端末及びサーバー間連携を利用し たシステム操作や特定個人情報等へのアクセ スを行う前にログイン操作を行い、統合専用端 末の操作者を認証するよう中間サーバーで制 御している。	事後	特定個人情報の取り扱いに関 するガイドライン等の改正と標 準システムのバージョンアップ に伴う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク 対策※ 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<クラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入 に関する作業には、特定個人情報ファイルの 取扱権限を持つIDを発行する。 ・当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業 者は範囲を超えた操作がないようシステム的に 制御する。 ・広域連合ごとに適切なアクセス権をロール設 定を割り当てることで、他の自身の広域連合以 外の情報にアクセスできないようにシステム的に 制御している。	事前	標準システムクラウド化に伴う 変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク 対策※ 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク アクセス権限の発効・失効の 管理 具体的な管理方法	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<クラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入 に関する作業には、情報システム管理者が、 特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを 発効する。 ・移行作業終了後は、情報システム管理者が迅 速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させ る。	事前	標準システムクラウド化に伴う 変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク 対策※ 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<クラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入 に関する作業には、情報システム管理者が、 特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを 発効する。 ・移行作業終了後は、情報システム管理者が迅 速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させ る。	事前	標準システムクラウド化に伴う 変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※ 3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	<p><標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容・アクセス失敗の履歴を記録している。 ・情報システム管理者は定期的及び必要に応じて、又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を関連する書面の記録を照合して確認して、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・中間サーバーの使用について、情報システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログに関連する書面の記録を照合して確認して、不正な運用が行われていないかを監査する。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ・特定個人情報ファイルを扱う統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録している。</p>	<p><標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容・アクセス失敗の履歴を記録している。 ・情報システム管理者は定期的及び必要に応じて、又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を関連する書面の記録を照合して確認して、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・中間サーバーの使用について、情報システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログに関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ・特定個人情報ファイルを扱う統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録している。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置> ～省略～ ・当広域連合における個人情報保護条例第6条に、情報の漏えい・紛失等の規制を設けている。</p>	<p><標準システムにおける措置> ～省略～ ・中間サーバーとのサーバー間連携機能の開始・停止等の操作は、情報システム管理者によって統合専用端末の操作を許可された者のみが行うことができない。</p>	事前	法令の改正に合わせた記載の変更 及び 中間サーバークラウド化・オンライン資格確認の実施に伴う変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバーにおける措置> ・統合専用端末連携を利用した情報照会依頼時等において、当広域連合の職員に許可された事務/事務手続のみ取り扱うことができるよう中間サーバーで制御している。</p>	<p><中間サーバーにおける措置> ・統合専用端末連携及びサーバー間連携を利用した情報照会依頼時等において、当広域連合の職員に許可された事務/事務手続のみ取り扱うことができるよう中間サーバーで制御している。</p>	事後	特定個人情報の取り扱いに関するガイドライン等の改正と標準システムのバージョンアップに伴う変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※ 3. 特定個人情報の使用リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<p><クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、作業員に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて unnecessary 複製がされていないか記録を残す。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないかを監視する。</p>	事前	標準システムクラウド化に伴う変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・当広域連合における個人情報保護条例第6条に、情報の漏えい・紛失等の規制を設けている。	削除	事前	法令の改正に合わせた記載の変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末を利用して当広域連合の職員が情報提供等記録をファイル出力(ダウンロード)(※2)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 ・委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末を利用して当広域連合の職員がファイル出力(ダウンロード)(※2)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 <p>※2: 統合専用端末にファイル出力(ダウンロード)する機能は、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報を標準システムに取り込むために必要となる。</p>	<p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末やサーバー間連携を利用して当広域連合の職員が情報提供等記録をファイル出力(ダウンロード)(※2)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 ・委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末やサーバー間連携を利用して当広域連合の職員がファイル出力(ダウンロード)(※2)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 <p>※2: ファイル出力(ダウンロード)する機能は、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報を標準システムに取り込むために必要となる。</p>	事後	特定個人情報の取り扱いに関するガイドライン等の改正と標準システムのバージョンアップに伴う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。 ・当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御する。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、作業員に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不要な複製がされていないか記録を残す。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 	事前	標準システムクラウド化に伴う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<p>当広域連合の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設及び設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等) ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること 	<p>当広域連合の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設及び設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等) ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること ・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得情報 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・また、当広域連合における個人情報保護条例第7条に、委託先においても個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けている。 	削除	事前	法令の改正に合わせた記載の変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	クラウドに関する記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 日本国内でのデータ保管を条件としていること。 上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 標準システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ること。 	事前	標準システムクラウド化に伴う変更
	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	(記載なし)	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 日本国内でデータ保管を条件としていること。 上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ること。 	事後	中間サーバークラウド化及びオンライン資格確認の実施に伴う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 広域連合の標準システムから市区町村の窓口端末へのデータ配信については、「府番第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。また、当該広域連合の個人情報保護条例第4条の2及び第4条の3では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めており、市区町村の窓口端末以外への特定個人情報のデータ配信は行っていない。 情報システム管理者は広域連合の標準システムから市区町村へのデータ配信に関する記録と関連する書面の記録を照合して確認し、不正なデータ配信が行われていないかを監査する。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域連合の標準システムから市区町村の窓口端末へのデータ配信については、「府番第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 市区町村の窓口端末以外への特定個人情報のデータ配信は行っていない。 情報システム管理者は広域連合の標準システムから市区町村へのデータ配信に関する記録と関連する書面の記録を照合して確認し、不正なデータ配信が行われていないかを監査する。 	事後	法令の改正に合わせた記載の変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 広域連合の標準システムからのデータ配信は、市区町村の窓口端末以外には行えない仕組みとなっている。 広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市区町村に設置する窓口端末との専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。 広域連合の標準システム端末には、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域連合の標準システムからのデータ配信は、市区町村の窓口端末以外には行えない仕組みとなっている。 配信データと配信先については、必ず二人以上の担当者によって、広域連合の標準システムへの入力(実行指示)内容の確認を行う。 広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市区町村に設置する窓口端末との専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。 広域連合の標準システム端末には、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。 	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置> 情報照会結果の入手元は、統合専用端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。 なお、情報照会の要求を行う際、広域連合の標準システム又は市町村の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目及び選択肢として表示されるので、必要以上の情報が端末から入力されて目的外の情報照会がされることのリスクを軽減している。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ①統合専用端末を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ～ 省略 ～</p>	<p><標準システムにおける措置> 情報照会結果の入手元は、統合専用端末及びサーバー間連携に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。 なお、情報照会の要求を行う際、広域連合の標準システム又は市町村の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目及び選択肢として表示されるので、必要以上の情報が端末から入力されて目的外の情報照会がされることのリスクを軽減している。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ①統合専用端末やサーバー間連携を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ～ 省略 ～</p>	事後	特定個人情報の取り扱いに関するガイドライン等の改正と標準システムのバージョンアップに伴う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当広域連合における個人情報保護条例第6条に、情報の漏えい・紛失等の規制を設けている。 	削除	事後	法令の改正に合わせた記載の変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<p><標準システムにおける措置> ～ 省略 ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市区町村の窓口端末との専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に実施する。 ・広域連合の標準システム端末には、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。 <p>～ 省略 ～</p>	<p><標準システムにおける措置> ～ 省略 ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーとサーバー間連携を行う場合、中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台に限定し、中間サーバーとの接続には専用線を用い通信には認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市区町村の窓口端末との専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に実施する。 ・広域連合の標準システム端末には、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。 <p>～ 省略 ～</p>	事後	特定個人情報の取り扱いに関するガイドライン等の改正と標準システムのバージョンアップに伴う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>また、当広域連合の個人情報保護条例第4条の2及び第4条の3では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。</p>	削除	事後	法令の改正に合わせた記載の変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<p>また、当広域連合の個人情報保護条例第4条の2及び第4条の3では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。</p>	削除	事後	法令の改正に合わせた記載の変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報提供が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p>	<p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>③中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p>	事後	中間サーバークラウド化及びオンライン資格確認の実施に伴う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他リスク及びそのリスクに対する措置	中間サーバーと標準システムとの間の情報授受に関する記載なし	<p><中間サーバーと標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台とする。 ・中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は、標準システムのローカルネットワークと中間サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。 ・不正アクセス防止策として、標準システムのネットワークと中間サーバーとの間にファイアウォールを導入する。 ・中間サーバーとのサーバー間連携機能の開始・停止等の操作は、情報システム管理者によって統合専用端末の操作を許可された者のみが行うことができない。 	事後	特定個人情報の取り扱いに関するガイドライン等の改正と標準システムのバージョンアップに伴う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※ 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p><標準システムサーバー等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーはデータセンターに設置し、データセンターは手の平の静脈を読み取るバイオ(生体)認証を用いた入退出管理を実施しており、入退出を行った個人を特定する。 ・データセンターは新耐震基準に基づいた耐震措置がされており、防火設備等も整っている。 ・サーバー危機等にかかわる電源についても、予備電源を設置している。 ・サーバーは二重化して運用しており、一方に障害が発生しても継続して維持運用を可能としている。 	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準システムは、クラウド事業者が保有・管理する環境(日本国内)に設置し、クラウド事業者による設置場所への入退室記録管理及び施錠管理をすることでリスクを回避する。 クラウド事業者はISO/IEC27017又はCSマークゴールドの認証、及びISO/IEC27018の認証を取得し、セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できるものを選定し、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしているものとする。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・クラウド環境にアクセスできる運用・保守拠点では、電子錠等による入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、許可された利用者のみが入退室できるようにする。また、管理簿等による入退室情報の収集ができ、入退室の記録を取得可能とする。 ・電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。 ・使用済み電子記録媒体を廃棄する場合は物理的破壊等によりデータを復元できないように完全に消去する。 	事前	標準システムクラウド化に伴う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※ 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 	事前	標準システムクラウド化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※ 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末は、インターネットに接続できないように分離する。 ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 <p>～省略～</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合専用端末はインターネットに接続できないよう分離する。 ・統合専用端末は中間サーバー以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などにより、リスクを回避する。 <p>～省略～</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準システムにおいて保有する特定個人情報などが、端末等を通じてインターネットに流出することを防止するため、インターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・標準システムでは、セキュリティ対策を実施するクラウドマネージドサービス(クラウド事業者により運用管理まで含めた形で提供されるサービス)等を活用し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、クラウド事業者が個人番号等にアクセスできないように、アクセス制御を行う。 ・標準システムには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 <p>～省略～</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合専用端末及びサーバー間連携を行う端末はインターネットに接続できないよう分離する。 ・統合専用端末は中間サーバー以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などにより、リスクを回避する。 ・サーバー間連携を行う端末は中間サーバーと標準システム以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などにより、リスクを回避する。 <p>～省略～</p>	事後	特定個人情報の取り扱いに関するガイドライン等の改正と標準システムのバージョンアップに伴う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※ 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 	事前	標準システムクラウド化に伴う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※ 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとしている。 	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとしている。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。 	事前	標準システムクラウド化に伴う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※ 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	クラウド移行作業時に関する記載は無し	<p><クラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する 	事前	標準システムクラウド化に伴う変更
	Ⅳその他のリスク対策 ※ 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当広域連合の最高情報セキュリティ責任者は、当広域連合の個人情報保護条例に基づき、必要に応じて当広域連合の個人情報保護審査会に対し、自己点検結果を諮問する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当広域連合の最高情報セキュリティ責任者は、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例(令和5年3月31日までは、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例)に基づき、必要に応じて当広域連合の個人情報保護審査会に対し、自己点検結果を諮問する。 	事前	法令の改正に合わせた記載の変更
	Ⅳその他のリスク対策 ※ 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び嘱託員の就任時には、情報セキュリティ管理者が、広域連合及び市区町村職員を対象とした新任担当者研修会の中で個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を実施している。 <p>～省略～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び会計年度任用職員の就任時には、情報セキュリティ管理者が、広域連合及び市区町村職員を対象とした新任担当者研修会の中で個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を実施している。 <p>～省略～</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記録	実施後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③手数料等	有料	無料 (手数料額、納付方法:手数料は無料であるが、写しの作成及び送付に要する費用は請求者負担。納付方法は納付書による口座振込。)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒862-0911 熊本市東区健軍2丁目4番10号(熊本市町村自治会館2階) 熊本県後期高齢者医療広域連合 総務課	〒862-0911 熊本市東区健軍2丁目4番10号(熊本市町村自治会館2階) 熊本県後期高齢者医療広域連合 事業課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	熊本県後期高齢者医療広域連合のホームページにて意見を募集。 熊本県後期高齢者医療広域連合事務局に特定個人情報保護評価書を設置し、来所したのから意見を募集。	熊本県後期高齢者医療広域連合のホームページにて意見を募集。 熊本県後期高齢者医療広域連合事務局に特定個人情報保護評価書を設置し、意見を募集。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出が義務付けられない
	別紙1「特定個人情報の提供先一覧」	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法令に合わせた記載の変更であり、重要な変更には該当しない
	別紙1「特定個人情報の提供先一覧」	記載なし	「番号法第19条第8号 別表第二 第9項」に関する記載を追記	事後	法令に合わせた記載の変更であり、重要な変更には該当しない

別紙1「特定個人情報の提供先一覧」

提供先※	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
1 厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二 第1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2 全国健康保険協会	番号法第19条第8号別表第二 第2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
3 健康保険組合	番号法第19条第8号別表第二 第3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
4 厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二 第4項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
5 全国健康保険協会	番号法第19条第8号別表第二 第5項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
6 都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二 第9項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
7 市町村長	番号法第19条第8号別表第二 第17項	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
8 都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二 第22項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
9 都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第二 第26項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
10 市町村長	番号法第19条第8号別表第二 第27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
11 社会福祉協議会	番号法第19条第8号別表第二 第30項	社会福祉法による生活困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
12 日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号別表第二 第33項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
13 国家公務員共済組合	番号法第19条第8号別表第二 第39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
14 市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号別表第二 第42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
15 市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号別表第二 第43項	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
16 地方公務員共済組合	番号法第19条第8号別表第二 第58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
17 市町村長	番号法第19条第8号別表第二 第62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
18 後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号別表第二 第80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
19 市町村長	番号法第19条第8号別表第二 第82項	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
20 都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第二 第87項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
21 市町村長	番号法第19条第8号別表第二 第93項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
22 都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号別表第二 第97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
23 独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号別表第二 第106項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
24 都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表第二 第109項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
25 都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二 第120項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの

※・当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。
・情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。
・ここでは、支払基金が情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報を提供する提供先を記載している。